

第1 甲の罪責

1 甲がCの提示した売上票にAの名前を記入した行為
2 について

3 (1) 甲の上記行為に~~有印私文書偽造罪~~(159条項)が
4 成立するか。~~否~~

5 (2) 偽造について

6 「偽造」とは、文書の名義人と作成者の人格同一性
7 を偽る行為をいう。

8 文書の名義人とは、文書から読み取れる意思主体を
9 いう。

10 売上票というクレジットカードを用いて購入したとき、
11 クレジットカードの使用を認めることを記入する書類にA
12 という名前が書かれていれば、Aという者が売買契約
13 の交わ果が生じる当事者であるとして一般人は読み取れる。
14 そのため、売上票の名義人はAである。

15 一方、作成者とは文書を作成した意思主体をいい、
16 署名は甲が行ったことから、売上票の作成者は
17 甲である。

18 したがって、甲は売上票の名義人と作成者の人格の
19 同一性を偽る行為といえ、~~「偽造」にあたる。~~

20 (3) 売上票にはAという名義人の署名が記載されてい
21 たため、署名を使用したといえ、売上票は有印である。

22 (4) 甲は~~XとYを~~本邦クレジットカードを用いて、

23 売上票を~~作成した~~XとYを購入するため、
24 売上票に署名しているため、行使の目的が認めら
25 れる。

26 (5) 売上票は、売上売買契約により物の引渡しと金銭
27 債権の発生という権利が生じさせる書面であり、権利義務
28 ……に関する文書といえる。okで可。おかしなポイント(これは
1/2に3と4)が望ましい。

29 (6) よって、甲の上記行為に~~有印私文書偽造罪~~が成立する。
30 2. 甲がAと書かれた売上票をCに渡し、CがXとYを甲に購入させた行為に
ついて

31 (1) また、甲の上記行為に詐欺罪(246条項)が成立
32 するか。

33 (2) 欺罔行為

34 欺罔行為とは、財物の取引の基礎となる重要な
35 事実を偽る行為をいう。

36 本欺罔行為は相手方を錯誤に陥らせ、財産上の
37 損害が発生するような行為である必要がある。

38 CはBからXとYの購入代金の支払を受けたため、
39 XとYと財購入代金を得たからと錯誤に陥っ
40 ていたわけではなく、財産上の損害を被らない者である
41 とも思える。

42 しかし、BとCの規約には、会員である名義人のみが
43 カードを利用でき、加盟店は利用者が会員本人で
44 あることを善良な管理者として注意する義務を

(第2問)

負っていることを求めている。そのため、Cは、各売上票の
各義人以外の者がカードを使えば、Bから支払を受け
られない可能性があるため、カードをAに拒絶した。
そして、甲は、そのカードの利用者ができる各義人による
ことをCに申し出る信義則上の義務を負っていた。
このような甲が義務を負う本件クレジットカードの各義人
Aではない事実は、A甲とCの間でXとYの交付の基礎
に関する重要な事実である。この事実を知らず、Aは錯誤
により、この事実を申し出なかった甲の上記行為は、
欺罔行為である。
(3) 錯誤、処分行為、占有の移転
Cは本件クレジットカードの各義人であるAが甲であると
錯誤し、XとYを交付し、その占有を移転
させている。
(4) 財産上の損害
詐欺罪は財産犯であるため、交付自体は詐欺
財産を利用、処分できるという重要な機曾が害され
るため、CがXとYを交付したことで財産上
の損害が発生している。
(5) よって、甲の上記行為は詐欺罪が成立する。
3 甲が「CはXとYをAと書かれた売上票を渡した行
為について
甲が上記の私文書偽造文書である売上票をCに

(第2問)

自己が本人であり真正な文書として見た行為は
行使にある(16条頃)そのため、甲の上記行為
は偽造私文書行使罪(16条頃)が成立する。
34 甲が「本件クレジットカードをAにXに買う場合は
このカードを使わないから」と言って借りた行為について
甲の上記行為は詐欺罪が成立しない。なぜなら
甲は、本件クレジットカードを借りる時点で「Xに買
うつもり」があったため、故意(36条1項)がなかったため
5 甲と乙がAに体当たりをした行為について
(1) 甲と乙の上記行為はAに対する不法な暴力の
行使であり、暴行罪に当たり、暴行罪の共同正犯
(60条、208条)の構成要件にある。
(2) また、甲はAと乙はAから身を守るため、正当防衛
をしているため、正当防衛(36条1項)が成立し、違法性
が阻却される。
ア Aは甲の顔面を殴ろうとして、拳骨を甲の顔面
に突き出して、甲は、Aの攻撃を避けたものの、暗くて
よけにくい状況で攻撃を受けたという状況から、
Aはさらに、甲に殴られようとしていたため、甲の身体
という法益に侵害される危険が切迫しており、急迫不正
の侵害が認められる。
イ また、「防衛行為である」という文言から防衛の意思は
であり、その内容は急迫不正の侵害を認識しつつ、

甲は自己の身体、乙は甲の身体という権利
により、Aから殴られて侵害を受けるにせよ許さうと
して上記行為を行っているため、急防衛の意味は
認められる。

9 人気αが、暗い路上で周囲の助けを求めると、Aの
10 攻撃をかわし、状況では、甲と乙はA1体当り
11 して、Aα行重力を止める必要がなくなった。

また、体重と身長は甲、2、Aとほぼ等しいものの、
顔面を組、てくるAの重さまでわかるわけには、2人甲と
2人2人で体当り減ることも、Aの攻撃を止める必要
最小限度の人数とわかる。

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850

6 2が右でAの顔面を1発殴る行為について
12の上記行為には復讐の通り傷害罪(20条)
が成立する。それでは、2の上記行為に甲は相
手方として責任を負うか。

甲と乙はAを押さえた旨の談話をしてゐるものの、
甲は乙とAの頭をぶつけた旨の談話し合ひは出来て
ない。よ、甲は乙がAの頭をぶつけた事を見て

よ。2の行為は人によるAの傷害という結果に
甲の因果性は及ばず、共謀者乙の行為で結果に

この上記行為は常習罪の共同正犯は成立し、
 甲と乙がAの上に乗るが、乙押さえた行為はAに
 対する不法所有行為の行使を以て暴行罪の構成
 要件を満たすものの、甲と乙が体当たりをした行為と同
 様に正当防衛が成立し、違法性が阻却される。

8 甲が現金100万円のAの財布を甲の着衣ポケットに
10 しまった行為は窃盗罪(235条)が成立するから

(1) 甲の上記行為はAの財布と「他人の財物」
をAの意思に反して自己の占有に移転させた行為で
おいて、窃取に該当する。したがって、甲の上記行為は窃盗
罪の構成要件にある。

15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850

死者は占有の意思も占有の事実もないため、占有が
認められないことから、死者が盗取する意思は認め
られない。

も、生計の被害者の生計の占有は①犯人との関係では①時間的場所的に著しく、5限り、保護の必要に乏しく、そこで、①と②を犯人が認識している場合は生計の占有に対して

の占有を移転する旨の密取する意思が認められる。
Aは甲はAを殴った犯人ではない。そのため、甲はAの生前の自己がAを死せしめた犯人としての意思はなく、Aの生前の占有を自己に移転する旨の意思はあった。

よって、甲は上記行為は成立しない。

9条以上より、甲は、①有印私文書偽造罪、②詐欺罪、③偽造私文書行使罪のみの罪責を負う。また、①と③、③と②はそれぞれ手段と結果の関係にあるため連続犯(5条1項後段)となる。

第2の罪責

1 2が甲とAの体当たりをした行為、Aを押しつけた行為は暴行罪の客観的構成要件に当たるもの、上記の2通り正当防衛が成立し違法性が排除される。

2 2が右でAの顔面を殴る行為は、鼻骨骨折というAの身体被害を負わせるものであり、傷害罪が成立する。なお、Aは押しつけられており、急迫不正の侵害があったため、2の上記行為は正当防衛は成立しない。

3 甲がAの財布を盗む行為は甲のポケットに入れた行為は2の窃盗罪は成立しない。なぜなら

不法領得の意思が認められる。
4 2は傷害罪の罪責を負う。

以上

第1. 甲の罪責、1. 詐欺罪

1. 甲は、自己がA本人であると偽り、A名義の事件クレジットカードを利用して、時計店において、販売価格50万円のYと10万円のXを~~購入~~購入している。当該行為は、246条2項の詐欺にあたるのか。

2. 詐欺罪が認められるためには、①不法領得の意思、②欺罔行為、③~~被害~~経済的利益の移転が必要となる以下検討する。

3. (1). ①について、^{不正}YとXとで区別が必要

甲は、60万円を支払うことができる確実な見込みがな...ことを認識しながらXとYを購入しているのであるから、代金60万円について不法領得の意思が認められる。よって、①充足。

(2). ②について、

乙が提示された、B信販会社の規約。甲は、時計店の店主Cに対し、A本人であると装、事件クレジットカードを手渡した上、B信販会社の規約に従って利用代金を支払う旨の記載がある売上票用紙の「ご署名(自署)」欄にAの署名とボールペンで記入して手渡している。これらの行為は、~~B信販~~B信販の加盟店店主を欺く行為である。よって、②充足。

(3). ③について、

クレジットカード詐欺においては、利用代金については、加盟店は信販会社から回収できるため、直接の損害はない。また、本問においては、B信販会社はAの口座から60万円を引落ししているのであるから損害はないのではなか。ただし、~~経済~~経済的利益とは、単なる金銭的な利益に限られず、知っていたら交付しな...であろう利益についても含まれると考える。

本問において、B信販会社の規約には、名義人のみが利用でき、他人の

譲渡、貸与等が禁じられていることと定められているのであるから、B信販会社は、甲がA本人でな...ことを知っていたなら、クレジットカードの利用を認めなかったものと考えられる。よって、③充足。

4. したがって、各要件をみたす結果、甲には、詐欺罪(246条2項)が成立する。

二. 傷害罪。(204条)

1. Aは、乙に石で顔面を殴られたことから、全治約1ヶ月を要する鼻骨骨折の傷害を負っている。甲は、乙に対して、「一緒にAを抑えよう」と提案し、甲が下半身を抑えている最中に乙はAの顔面を殴打しているため、~~共同~~傷害罪の共同正犯が成立しな...か(60条)。「止めど」の段階は?

2. 共犯は、相互に利用補充し合、犯罪行為を実行する意思の下、犯罪行為が実行された場合に成立する。

3. 本問において、甲は、「乙が石を拾ったこと」や、「乙が右手に持った石でAの顔面を殴りつけたこと」は全く認識していなかった。しかし、甲と乙は、当該行為に先立ち、甲がAが殴られるのを防ぐために、「正面からAに体当たり」しており、その結果「Aは路上に仰向けに倒れた」のであるから、少なくとも、傷害が生じてもおかしくはな...ことを認識・認識した上で協力して暴行を行ったものといえる。^{共同正犯の意思}共同正犯。

4. よって、~~乙~~甲につき、傷害罪の構成要件該当性が認められる。

5. もともと、甲が暴行に及んだのは、Aが右手の拳骨で甲の顔面に殴りがけしてきたからである。この場合に、甲の暴行は、正当防衛(36条1項)にあたり、違法性は阻却されな...か。

6. 正当防衛が成立するためには、①急迫不正の侵害に對して、②自己又は他人の権利を防衛するため(防衛意思)、③平和

と得ずにした(補充性)ことが必要となる。以下、検討する。

7. (1) ①について、

Aは、甲に対し、「さそそ逃げやがてこの野郎」と言いながら、右手の拳骨を甲の顔面に向けて突き出している。そして、このことに甲は「気付いた」とある。甲にとってはとてつもないことだったとある。よって、①は満たす。

(2) ②について、

甲は、顔面に拳骨を向けられたのであるから、甲の身体に向けて侵害がなされている。そして、「これを防ぐため」に、乙と共にAを止めようとしているのであるから、防衛の意思もある。よって、②も満たす。

(3) ③について、

Aがしつこく殴りかかってくるために、甲は、「しばらくAを押さえ付けておけば、Aが落ち着き、殴られることもなくなるだろう」と考え、Aの身体を押さえつけている。よって、③も満たす。

よって、各要件を充足する結果、甲には正当防衛が成立する。

三、窃盗罪(236条)。暴行の後、財物を得ようとする犯意が主。

1. 甲は、Aに対する暴行によってAから、現金4万円入りの財布を強取しているとして強盗罪が成立しないか。甲は、「Aが死んでしまった」と考えるために、占有離脱物横領罪(254条)の故意が主ではないか。

2. 財物の取得が、自己の暴行を手段として行ったの結果を利用してなされた場合には、たとえ死者から取得する場合でも、生前の占有が觀念的に継続しているものとして、強盗罪が成立する。○

3. 本問では、甲は、乙と共に押さえつけ、乙の暴行の結果全く動がなくなったAを見て、財布の取得について犯意が生じている。よって、強盗の成立が認められる。

4. したがって、甲には窃盗罪が成立する。

四、罪数。

以上より、甲には、詐欺罪(246条2項)と、窃盗罪(235条)が成立し、両者は併合罪となる。(45条)。

第二、乙の罪責。

一、傷害罪。

前述のとおり、乙は、Aの顔面を^{石で}殴打し、Aに全治約1か月の鼻骨骨折を負わせているから、傷害罪の構成要件に該当する。もと、甲については、正当防衛が成立するところ、乙についても同様に正当防衛が成立しないか。

正当防衛については、防衛意思が要求されること、当該意思は、主観的要件なのであるから、個別的に判断すべきである。

本問において、乙は、Aの顔面を石で殴り付けた際、「Aを殺そうとも、Aが死ぬかもしれないとも考えていなかった」とのであるから、殺意はない。もと、傍らに落ちていたとはいえ、直径10センチメートル、重さ800グラムの石で力を入れて、顔面を殴る行為は、2人がかりで押さえつけている状況において、防衛の程度のものであり、過剰なものであると認識しているものといえる。

よって、乙には、傷害過剰防衛が成立する。

二、罪証隠滅(104条)。←検討しなかつた

要件は「他人の罪」であるため、乙は~~共同~~傷害罪の実行者であり不成立。罪責。

三、以上より、乙には、傷害罪の共同正犯につき、過剰防衛が成立する。

第 問

第1 甲の罪

1 甲が本件クレジットカードで腕時計X・YをCから購入した行為につ

き、詐欺罪(刑法246条1項)が成立している。【詐欺事件】

(1) 「欺いて」とは、財物交付に向けられた人を金言言に陥^{おと}る行為で、

財物の交付の意思を有する重要な事実を欺いてい^かうするものという。

本件において、甲は、財物である腕時計X・Yを購入するため、A名義の

本件クレジットカードを自己の名義と偽^{いつ}って使用により、財物交付に向け

て人を錯誤に陥^{おと}らしている。よって、本件クレジットカードの規約では、

会員である名義人のみで利用できるように定められ、加盟店は、利用者が会員

本人であることを善良な管理者の注意義務を有する確認が定めら

れている。そうだと、Cにおいては、本件クレジットカードの名義人である甲に対し

ては本人利用を認めないことを想定し、この点を偽^{いつ}る甲は、財物の

交付の意思を有する重要な事実を欺いてい^かうするものという。

したがって、甲の行為は、「欺いて」となる。

(2) Cは、本件クレジットカードの名義人が甲であると想定し、甲に対し、財物

である腕時計X・Yを売却し「交付」している。

(3) 甲は、故意や不法目的の意思を認められる。

(4) よって、詐欺罪が成立する。

2 甲が売上票用紙の署名欄にAの名前を記入した行為につき、偽印

私文書偽造罪(刑法159条1項)が成立している。

(1) 売上票用紙は、業社と生活上の交渉の旨の事項を証明する文書として

「事実証明に用いる文書」にあたる。

(2) 「偽造」とは、名義人と作成者の人格の同一性を偽^{いつ}ってである名義人と

第 問

は文書に表示される意思を伴っている。作成者は、文書の内容を代表する

意思主体である。【Y・Xは偽造私文書罪】

本件では、Aの名前を記入されているが、名義人はAである。よって、作

成者は、Aか甲かA名義人として本件クレジットカードを利用したのと同

意を有しているが、Aが甲に文書の内容を表示させた作成者になり得る。し

かし、B信販会社の規約に従い、利用代金を支払う旨の記載が売上票用紙

に記述されており、文書自体に照^あらう、署名欄の規約には「会員

である名義人のみで本件クレジットカードを利用できるように定められ、文書の性質上名義

人自身が直接文書を作成するものとなる。よって、この文書の性質に

照^あらうと、事物上、文書を作成した者が、作成者として認められる。そうだと、

売上票用紙に記入されたのは甲であって、甲が作成者となる。

よって、甲の名義人と作成者人格の同一性を偽^{いつ}る行為に当たる。

(3) 甲は、甲の名義人を署名欄に記入により、「他人の名義人として

利用している。

(4) 甲は、この点において、Cに提示する行為に当たっているから、

「行使の目的」と認められる。

(5) よって、偽造私文書罪が成立する。【偽造私文書罪】

3 甲は、上記売上票用紙をCに提示しているから、「前二頁の文書…行使

した者」であり、この行為は、偽造私文書行使罪(刑法166条1項)

が成立する。

4 甲が乙とともに、Aに仕返しし、仕返しを目的として、B信販会社

の行為につき、傷害罪等の共同正犯(刑法204条-60条)が成立している。

(1) 甲が乙に対し、「一緒にAに仕返しする」と約束し、乙は、乙の

第 問

乙は「お前が」として乙を逮捕しようとした。甲乙にはこれら暴行を伴った共同犯罪が成立した。

(2) かりの新興共済に基いて、甲乙はAに体当たりをしたり押さつけたりして不法の権利を行使し、暴行罪の実行行為をしている。(但、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ) 全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷

(3) 乙は、乙が顔面殴打行為をした。Aは全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。傷害罪の共同正犯Aが被害者である。

(4) 乙は、傷害罪の暴行罪の結果加重犯であるか、暴行の行為の結果加重犯の危険が危殆に陥るに足る行為(通称)で、結果加重犯の共同正犯である。甲乙乙は共同正犯を認識していた。

したがって、甲乙は傷害罪の共同正犯の地位を占めている。

(5) また、甲乙はAが甲乙に振りかざした短刀に当たって、重傷を負った。正当防衛が成立したのか、

ア 現にAが甲乙を殴りかかっている。法益侵害の危険が切迫している。急迫不正の侵害に該当する。

イ 但、甲乙は、AがAから殴られるのを防ぐという行為にAを必要とする。防衛の必要が認められる。乙は、

ウ 「必要と認められる行為」として、防衛行為としての必要性、相当性が認められるとされている。

乙は、Aに体当たりをして、Aを倒すという行為で、Aが暴行を伴ったAを倒すという行為で、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

第 問

しかし、相当性について、Aが1人でAを倒す。甲乙は2人かりで、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

したがって、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

(6) 乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

したがって、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

(7) 乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

したがって、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

(8) 乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

したがって、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

(9) 乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

したがって、乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。乙は、Aの背を向えておいて振りつけ、全治約1ヶ月間を要する鼻骨骨折の傷を負った。

第

占有優勢の記憶がある

[illegible]

1 事件において、甲乙丙、Aを殺したと主張し、その場でAの黒布を被せると主張しているから、要件②に於て重証拠記載が必要といふ。

また、占有侵害の認識がある、故意・過失は、

(4) 然、右定義には不足領得意思が必要である。不足領得意思は、権利が
主権時に、目的物が与えられる何らかの効用を享受する意思のこと
とある。定義上確に、これは所有権行使の本質

これは所有権の行使に妨げがある

本件において、甲は、財布を拾得し、現金を自分のものにしようとして、拒否し、排除せんと認められ、私に占有する他人の財物を横断して取得したと認定され、盗取行為に該当すると認められる。また、盗取行為の結果として、被害者の財産上利益を侵害したと認められる。

1. 介紹：不滿意得一個意思不記的。 ~~1. 1~~

(5) 以上諸聖賢之共同正統が成立す。

第一度列挙: 50000

6 以上列。甲の移りは上記「1」「2」「3」「5」入在が成る。「1」「2」「3」

13 以上通記（刑法54条1項後段）より、~~移り~~移りは併合罪による。

第2 乙の罪量

乙が甲に、上記「81.4」の行為をしたこと、傷害罪共同正犯を被
るが。

(1) 上記第1、4、(1)が(5)で対応した時に、乙行為の侵害を拒絶共同
正犯性の構成要件に該当し、~~専ら~~利得行為とす。

(2) 若 $(Z, \mathcal{O}_Z)$ 为 A 的正规子环, 则 $\mathcal{O}_Z$ 为 $\mathcal{O}_X$ 的正规子环, 且 $\mathcal{O}_Z$ 为 $\mathcal{O}_X$ 的正规子环, 即 $\mathcal{O}_Z$ 为 $\mathcal{O}_X$ 的正规子环.

基 2014年 2月 2日 原計劃機組組員 已於 2月 2日 帶件作返日 阻即 阻即...

第 二 問

(3) 502. 同業、~~同業~~ 對保險公司成立。

2. 在 2A 中 2016 年 12 月 5 日， 19 岁 11 月 23 日，富望和共同
 正和 19 岁 11 月 23 日

(1) 上記第1、5、6条(3)に於ける「被害、生物等」は、被害は、既に生じた不法行為の意思によって、或は、 A の目的や結果の発生に必要とする~~被害~~ ^{主たる}被害の排除を目的とするものである。故に、或は A の目的や結果の発生に必要とする A の意を主たるの行為に因る行為としてあり、自己の被害の防止の目的を主たる目的とする行為の発生を目的とする行為は、意図は、既に生じた。

(2) 507. 乙的11%に、家庭数に入居している。

3 以上1、2的行为以上记1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、10

第1. 本件クレジットカードを貸した行為について

1. この行為につき、甲に横領罪の共同正犯(60条, 252条)が成立しないか。

2. 検討。

(1) そもそも実行行為者以外の者も共同正犯となるか問題となる。共同正犯の成立根拠は、実行行為に重大な影響を与えたことであることからすると、①共謀、②重要な役割りを果たしたこと、③共謀に基づく実行が認められるのであれば共同正犯の成立を認めようと考えられ。

(2) 甲、Aは、本件クレジットカードを貸すことにつき、話しあっているため、共謀が認められ(①充足)。

イ. 本件クレジットカードをAが甲に貸すことは、甲が承諾したことであり、甲がいなければ行われなかったものといえる。よって甲は、重要な役割りをはたした者といえる(②充足)。

ウ. そしてAは「自己が占有する」B所有の「他人の物」であるクレジットカードを甲に渡している。

「横領」とは、委託の趣旨に背いて、不法領得の意思を露現する一七の行為をいい、不法領得の意思とは、委託の趣旨に背いて、権限がないのに、所有者の行えないような処分を行う意思のことという。

Bの規約によればクレジットカードを他人に貸与することは禁じられているところ、甲はこれをこれに反し、カードを甲に貸しているため、委託の趣旨に背いて、所有者しか行えない

いような行為である貸与行為をしているものであるため、Aは横領したといえる。クレジットカードは信販会社の所有物か? (A?)

以上のうち、Aは共謀に基づき、横領罪の実行行為をした(③充足)といえる。

以上より要件充足が認められるため、甲には横領罪の共同正犯(60条, 252条)が成立する。

第2. 時計の購入の申込み行為について

1. この行為につき、甲には詐欺罪(246条)が成立しないか。

2. 検討

1. 詐欺罪の成立

イ. この行為につき、甲に詐欺罪(246条)は成立しないか。詐欺の構成要件を挙げ、私文書偽造・同行使。

(2) 検討

ア. 「欺く」行為とは、一般人をして金銭誤におちいる行為のことという。

甲は、ご署名欄にAと書かせ、これをもて手渡した。これによりCは、甲はAであると言言断じものであるため、この行為は「欺く行為」といえる。

イ. 時計X, Yはそれぞれ「財物」である。

ウ. 「交付」とは、金銭誤に基づき、財物の占有を相手方に移転させることという。

Cは、甲はAであると金銭誤におちいり、こ

の金銭誤に基づいて時計X、Yを甲に渡し、¹甲に渡したものであるため、Cは甲にXYを「交付した」といえる。

エ、損害は、錯誤がなければ財物を交付しなかったと²あると認められ、³誤りがある場合に認められる。

Bの規約では、加盟店に交付し、利用者が会員本人⁴であることとを確言することが求められておりこれに反⁵した場合、加盟店契約を解除されることがある。⁶よって、もし、甲がAではないと知らなかった場合、⁷

CはXYの交付をしなかったといえる。なお、これは、⁸カードの名義人Aが甲の使用を許諾していたから⁹といえるものではない。

よって損害も認められる。

以上より、甲には、~~詐欺罪~~詐欺罪が成立する。¹⁰
2. 横領罪、¹¹

(1) 甲は、Aの許諾の範囲外である時計Yも購入して¹²いることから、本件クレジットカードの使用につき、Aを被¹³害者とする横領罪が成立しないか。

(2) 検討。

ア、本件クレジットカードは、Bが所有のものであり、他人の物とい¹⁴える。

イ、「自己の占有する」とは、委託に基づき占有である¹⁵必要がある。

甲はAの委託に基づき本件クレジットカードを占有

している。しかし、甲Aが甲にカードを貸す行為は、Bに¹対して横領罪が成立するものであり、このような場合のAの²委託は保護に値しないといえる。

よって、甲のクレジットカードの占有は、~~委託~~保護に値する³委託に基づくものとはいえないため、「自己の占有する」という⁴要件を充足しない。

以上より、Aを被害者とする横領罪は成立しない。⁵
第3. 売上票用紙にAと書いた行為、⁶

(1) この行為につき、私文書偽造罪、同行使罪(15条1項、⁷6条1項)は成立しないが、⁸

(2) 検討。

ア、甲は、この用紙を提出する目的で書いていたから⁹「行使の目的」は認められる。

イ、Aの名を使っているため他人の署名を使用したとい¹⁰える。

ウ、常業証明に関する文書とは、社会生活上交渉を¹¹有する文書のことといえるところ、~~本件~~売上票用紙Aにより、Aが¹²本件カードを使用したことを証明するものである。よって、¹³

エ、偽造とは、作成人と名義人の同一性を偽る¹⁴ことという。

売上票用紙の名義人は、~~甲でAである~~甲である。よって名義人の同一性¹⁵はAであり、作成人は甲である。よって人格の同一性¹⁶が偽られているといえる。偽造にあたる。

以上より、私文書偽造罪が成立する。

また、この文書をCに提出し、行使しているため、同行使罪も成立する。

第4. 暴行行為は

1. 甲、乙はAに打ちし、体あたりや殴り行為などとして、この行為につき、傷害罪は成立しないか。

なお、甲、乙は、複数の行為を行っていること、これらの行為は時間的にも接合しており、また意思についても、全て、Aの暴行から回避する目的でなされたものであるため、一連の行為として、以下を検討する。

2. 検討。 「止めど」の段階と「押さえる」の段階を同じに評価して

(1) 甲、乙はAに体あたりしており、暴行したといえるため、この行為につき、暴行罪の構成要件に該当する。また、乙は、

(1) 甲、乙は、Aを暴行することにつき、「一緒にAを打ちよう、お分かった」と話し合っていることから、Aを暴行することにつき、共謀があったといえる。意思疎通がなされた。

次に、意思疎通に基づき、暴行を加えている。そして、Aは乙から石で顔面を殴られたため、全治1か月の傷害を負った。共同正犯の検討

以上より、甲、乙は、傷害罪の構成要件に該当する行為をしたといえる。

(2) 乙では、これらの行為につき、正当防衛は

成立しないか。

Aは、甲に対し、こぶしを突き出すなどし、その後、体あたりをされた後も殴りかかろうとし、おさえつけられた後も、「お前をぶん殴ってやる」といっていることから、体あたり、石で殴打の行為の時点で急迫不正の侵害が認められた。

1. 1体あたりや石での殴打は、甲がAから暴行をこうされるのを防ぐためになされているものであるため、正当防衛するといえる。

2. 「やむを得ない」とは、防衛行為として必要最小限度のこととものをいう。

体あたり行為は、甲、乙、Aの体格を考慮し、必要最小限度のものといえる。

しかし、乙がAの頭を石で殴った行為について

は、Aは、28歳の男で170cm、65kgとそれほど体格もよくない者であることからすると、甲、乙という成人男性2人によって、押さえつけおとしかでき、これにより、暴行は防げたといえる。そして、押さえておいて間に痛殴をすることができたといえる。

よって、石で中殴り行為は必要最小限度の行為とはいえない。甲は石での殴打を認識していた。

以上より、甲乙の行為は過剰防衛となり、傷害罪が成立するが、刑は任意的に減軽された。

(36条2項, 204条)

第5. 財布と4万円を抜きとった行為

1. これにつき、窃盗罪(235条)が甲乙に成立するか。

2. 検討。

(1). 甲, 乙は、「財布を採して捨ててしまおう」と、財布とそ
の中身をAから抜き去ることについて、意思の連絡を
している。 甲の認識

(2). そして、これに基づき、2人は、~~非~~Aの財布と4万円を
~~抜き~~ Aの意思に反し、~~抜き~~ ~~抜き~~ ~~抜き~~ 自己の占有に移
しているため、窃取したといえる。

(3). 両者に故意(38条1項)が認められるか。2人は
Aが死んだと思っていた~~とき~~ものであったと云う。死者の物を
盗むことができるか問題となる。

(第1問)